

平成 17 年 7 月 28 日

鎌倉市長 石渡徳一 様

鎌倉市総合計画審議会
会長 若杉 明

第 3 次鎌倉市総合計画基本構想（案）
及び第 2 期基本計画（案）について（答申）

平成 17 年 7 月 13 日付鎌企第 73 号をもって諮問がありました第 3 次鎌倉市総合計画基本構想（案）及び第 2 期基本計画（案）について、本審議会は、鎌倉市総合計画審議会条例第 3 条の規定に基づき、審議を行いました結果、次のとおり結論を得ましたので答申します。

本審議会は、「明日のかまくらを創る市民 100 人会議」から市長あて提出された次期基本計画素案提言書をはじめ、多くの市民意見、団体意見に対する総合計画策定委員会の対応等について、経過を追ってその説明を受けるとともに意見を述べながら、次期基本計画素案の作成過程を注視してきたところです。この間の市の取り組みについては十分な対応が図られているものと評価するところですが、意見に対応できなかった事項を含め、多くの課題について、市民とともに考え、ともに行動する協働の精神を忘れず、市民の福祉の向上に邁進されるよう希望します。

本審議会は、諮問を受けた基本構想（案）及び第 2 期基本計画（案）の内容について、慎重に審議を行った結果、基本構想（案）については妥当なものとし、第 2 期基本計画（案）については、おおむね妥当なものとして、これらを了承するものです。

なお審議の経過において各委員より多くの発言がありましたが、以下の各項目については特に意見を付することとなったものです。市長におかれては、以下の項目を十分尊重し、今後の基本構想、基本計画の策定過程はもとより、計画の実践に向けた実施計画の策定において、また予算の編成において、さらには事業の執行に当たって留意し、めざすべき将来都市像の実現に努力されるよう期待するものです。

1 第2期基本計画（案）

※ 第2期基本計画（案）について共通する事項

（1）文章表現と用語解説について

文章表現については、だれもが理解できるよう努めるとともに、使用せざるを得ない専門用語やカタカナ表記、解釈に幅があるような用語等については、文中さらに巻末において十分整理された用語解説を設けるなど、本基本計画の正しい理解を促進するための努力を徹底されるよう要請します。

（2）市民100人会議の意見の尊重について

第2期基本計画の策定に向けて、1年間をかけて進めてきた市民100人会議による素案提言書作成への取り組みは、本市初めての試みであり、行政と市民の双方にとって大きな成果を残した市民参画・協働の取り組みとして評価し、今後の更なる発展を期待するものです。本基本計画（案）には素案提言書に記載されている多くの項目が生かされていると考えますが、生かされなかったものについても、実施計画の策定はもとより、今後の計画の運用に当たっても、これに配慮されるよう要望します。

（3）基本計画の評価について

計画を策定する際は、本来これまでの実績を評価し、次の計画期間に向けた施策展開を図るべきところです。第2期基本計画の策定に当たっては、計画の推進に向けてその進捗状況はどうか、めざした目標がどの程度達成され、課題は解消されたのか等を把握するための評価制度の確立と、その経過と結果の公表を実施されるよう要望します。またそのために各分野に目標指標の設定を行う際は、数値による成果指標が望ましいものの、数値目標がなじまない分野については無理な数値による設定を避け、市民満足度調査等の結果を併用するなど柔軟な対応を検討し、その実態の把握に努められるよう要請します。

（4）基本計画の見直しについて

現在の基本構想期間は30年であり、基本計画は10年間、実施計画は5年間との設定で三層構造ができていますが、社会経済情勢の変化が激しい今日にあって、見直しの必要性は当然生じてくるものと思われます。したがって第2期基本計画も10年間それを堅持するというものではなく、新たな課題への対応を図るため、途中での見直しも考慮されるよう要望します。

第1章 計画の前提

Ⅱ 行財政運営

（1）新たな収入確保策について

市民要望の実現には多くの財源を要するため、経費の節減はもとより税徴収率の向上等これまで行ってきた収入確保策については、引き続きその取り組みを進めるとともに、納税者を増やす、産業を活性化させるなどの諸施策を展開すると

ともに、さらに多様な手法や新たな発想・システムによる収入確保策の検討・実施を要望します。

(2) 関係機関との連携を深めることについて

防災対策等への対応をはじめ、個々の事業展開において、今後は更に国・県をはじめとする関係諸機関との連携が不可欠な場面が想定されます。施策の実施に当たっては関連する関係機関との連携を深めながら、円滑で効果的な事業の推進を図られるよう要望します。

(3) 市行政内部における連携について

計画の推進に当たっては、各分野の整合を図りながら横断的に取り組むことを要望します。

Ⅲ 基礎条件

1 人口

(1) 職員の半分以上が市外居住者であることへの対応

特に若年ファミリー層を中心とした子育て世帯の転入促進と転出抑制を図るとの基本方針を掲げる以上、職員の半分以上が鎌倉市外に居住する現状への対応を図る必要があります。その実情を把握するとともに、市内への転入促進のための取り組み等を検討するよう要望します。

第2章 まちづくりの展望

3 都市環境を保全・創造するまち

(1) 鎌倉らしさの維持について

近年、相続に伴う土地の細分化が進むなど、鎌倉地域を中心に緑の保全、都市景観の保全の観点から憂慮すべき状況が多く生じているところです。このことについては、まちづくり施策、都市計画制度による対応や景観施策及び税制度改正への働きかけなど多様な取り組みにより、鎌倉らしさの維持に取り組まれるよう要請します。

(2) 海浜について

海浜については現状国有地であり県が管轄しているところですが、市民にとっては身近な存在であるとともに、漁業者にとっては活動の場となっています。また、海浜環境の保全等についても市としての取り組みが求められており、特に砂浜の減少については憂慮すべき事態となっています。第2期基本計画(案)では、海浜について言及されましたが、関係諸機関との連携のもとで市としての対応を図られるよう、また市民の窓口となる所管部局を定めるよう要請します。

(3) 緑の維持管理等について

緑の「保全」は、開発行為から守るだけではなく、確保した緑地等をどうやって維持管理していくかが課題となっています。緑地や公園は、地域に適合した維持管理を行い、がけ崩れなど防災上の観点からも、活性化された緑として

残していかなければなりません。維持管理には相当の経費がかかるとともに専門知識を備えた人材が必要です。今後はまず緑地等の現状について市民に周知を図るとともに、維持管理の充実を図り、宅地に接する地域を優先する保全策の推進を図られるよう要請します。

また、市の施策として保全を図ってきた場所が開発されてしまうなどの事例も生じており、引き続き開発行為から守るための有効な施策を検討されるよう要望します。

4 健やかで心豊かに暮らせるまち

(1) 教育における社会性・道徳性について

市民 100 人会議では、教育における社会性・道徳性のうち、「道徳」という文言について、これを基本計画に記載すべきかどうか議論が行われたとのことですが、第 2 期基本計画（案）には一定の記載がなされているところです。当審議会としてはこのことを是とするものです。行政としては、市民 100 人会議における議論の経過を踏まえつつ、社会の一員としての感謝の心や思いやりの心、相手の立場に立つことのできる考え方を育てるとの趣旨を生かした施策の展開を要請します。

5 安全で快適な生活が送れるまち

(1) 鎌倉市の交通政策の検討について

本市の交通問題では、地形的な条件や緑の保全、歴史的風土の保存などにより、都市計画道路等の整備が進まず、休日等における恒常的な幹線道路の渋滞など、市民生活への影響は大きなものとなっており、依然解決すべき重要な課題となっています。都市計画道路による幹線道路のあり方と通過交通の住宅地への侵入抑止についての検討を進め、歩行者の安全に配慮しながら、これまでも取り組んできた交通需要管理施策と合わせて市民に語りながら検討し、関係機関との連携を図りながら、取り組まれるよう要望します。

第 3 章 ライフステージ別まちづくり方針

(1) ライフステージ別まちづくり方針について

市民 100 人会議から提言された新たな試みについては、サブタイトルを設けるなど工夫していますが、記載内容については、各ステージに共通する項目が目立っており、違和感を感じる場合があります。そのステージに特徴的な内容への整理を行った方がこの章を設けた趣旨が生きてくると考えられるので、そのステージにいる市民が読んで理解しやすいような表記とされるよう要請します。

第 5 章 計画の推進

2 コミュニティー活動の活性化

(1) 地域コミュニティのあり方について

コミュニティ活動と行政との関係については、自治会・町内会を中心とした

取り組みがその中心的な役割を果たしてきたところですが、核家族化の進展や世代の交代も進む中で、そのあり方が模索されております。一方、コミュニティーの様相は多様化しており、スポーツ、サークル活動や市民活動団体等の活動は活発です。さらにインターネットを通じた、地域にしながら地域を越えたコミュニティーも生成しつつあります。また、これまでの5つの行政区域に加えて、子供を持つ親のつながりなどから活動しやすい単位としての学校区が注目されているところですが。

このような中で、よりきめ細かな関係を築くため、新たなコミュニティーのあり方についてさらに踏み込んだ検討を行い、世代や年齢構成が変わってきても、生きたコミュニティーが育っていくような仕組みづくりをめざすよう要請します。

※ なお、意見における要請と要望の表記については、要請に係る表記の方により強い意向が含まれているものとして使い分けています。